

報告案件

無償資金協力

案件概要書

平成 24 年 10 月 29 日

国際協力機構中南米部中米カリブ課

1. 案件名（国名・サブスキーム）

国名：グレナダ国

案件名：グレナダ水産関連機材整備計画

(The Project for Improvement of Fishery Equipment/Machinery in Grenada)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水産セクターの開発実績（現状）と課題

グレナダ国の総人口は約 10.5 万人、国民総所得（GNI）は 7 億 7,100 万米ドル、国民一人当たりの GNI は 7,350 米ドルである。ナツメグやバナナ等の伝統的農産品の生産等農業及び観光業に大きく依存している。

当該国の中心産業ではないものの、重要な第一次産業とされている水産業において、我が国は水産無償資金協力による水産施設整備や、専門家等派遣による技術協力を通じて水産業の振興を図り、当該国経済の安定のために側面支援を行ってきた。これらの無償資金協力を通じた機材を含む水産施設の中には、経年劣化や自然災害等によりその機能が低下しているものが見られ、当該国は独自に問題の解決に努めているものの、予算的、技術的な制約から十分な対応が行えていない状況である。

(2) 当該国における水産セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

グレナダ国の成長貧困削減戦略（2012-2015 年）の中で、漁業は当該国経済の第一次産業の中で漁業は重要な分野と位置付けられている。水産開発について、①当該国の第一次産業における水産業の貢献度が高まることを目標に、②当該国の食糧自給率の向上、漁獲物の輸出による外貨獲得及び現金収入の増加、③雇用機会の増加を目指している。本事業は、水産関連機材の整備により当該国の水産業のさらなる発展を目指していることから、同国の政策・水産開発計画に合致する。

(3) 当該国水産セクターに対する我が国の援助方針

2010 年 9 月に開催された第 2 回日・カリコム外相会議において策定された「日本とカリブ共同体（カリコム）諸国との間の平和・開発・繁栄のためのパートナーシップ」の中で、経済社会開発に資するよう、水産業及び水産資源の持続可能な開発、保存及び管理の分野において、緊密な協力を継続することを合意している。また、我が国の対グレナダ国別事業展開計画（2012 年）においても、「水産」は援助重点分野の一つであり、本件は同重点分野に位置付けられる。主な援助実績は以下のとおり。

1) 無償資金協力

1994 年 セント・ジョーンズ漁業施設建設計画 I/II（供与額 I：2.99 億円、II：5.0 億円）

1999 年 メルヴィル・ストリート魚市場建設計画 I/II（供与額 I：6.5 億円、II：3.5 億円）

2002 年 グレンビル水産物流通改善計画（供与額：14.0 億円）

報告案件

2) 技術協力

カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト（2013 - 2018 年）

(4) 他の援助機関の対応

主な援助機関の支援として、カリブ開発銀行によるローンを通じた道路インフラや教育分野等への支援、カナダ国際開発庁・英国国際開発庁・国連機関・米国国際開発庁による多岐の分野にわたる行政能力強化支援、仏による海洋公園保護やインフラ（水）分野への支援等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、過去の無償資金協力事業により導入された水産関連機材（製氷機、貯氷庫、冷蔵庫等）及びそれに附帯する施設の再整備を行うとともに、新たなニーズが確認された水産関連機材（調査船、人工浮漁礁等）を導入することにより、水揚げ量の増加及び水産物流通の円滑化を図り、当該国水産業の発展に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

グレナダ国セント・ジョージ郡、セント・アンドリュー郡を想定。（協力準備調査にて確認。）

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容：

水産関連大型機材（製氷機、貯氷庫、冷蔵庫、調査船、人工浮漁礁等）（協力準備調査にて確認。）

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

協力準備調査にて確認。

3) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認。

(4) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）及び実施能力・維持管理能力

実施機関はグレナダ国農林水産省水産局である。同水産局は、上記 2. (3) で述べた水産無償案件について実施機関となった経験を有する。詳細については協力準備調査にて確認する。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：2. (4) にて上述の他ドナーの支援との重複はない。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

報告案件

外務省が実施した「水産無償資金協力に関する評価（第三者評価）」において、「技術協力との連携が有効性の確保・増大に結びついている」との指摘があった。また、大型水産関連機器の主に技術面における運営維持管理の困難さが指摘されている。

（2）本事業への教訓

協力内容の検討にあたっては、現在実施中の技術協力プロジェクトに配置している専門家のアドバイスを聴取し、技術協力プロジェクトと連携した協力内容も検討する。また、機材利用者の要望や運営・維持管理者の技術レベルを考慮した機材の仕様を検討する。

以上

【別添資料】地図

報告案件

【別添資料】

案件地図

